

構造改革特区提案および規制改革全国要望に関する意見交換会

説 明 資 料

(株式会社等による児童館経営の解禁)

平成 1 5 年 8 月 2 5 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

児童館について

概要

- ・ 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

設置状況

4,577か所（平成13年10月1日現在）

（ 公 営 3,255か所
民 営 1,322か所 ）

実施主体（設置・運営主体）

都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人、民法法人
（ただし大型児童館の設置については、都道府県に限定）
（運営については、社会福祉法人、民法法人に委託可）

事業内容

- ・ 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした事業
（例示）
遊び場を通じての集団的・個別的指導
母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長
健康・体力の増進
放課後児童の育成・指導
年長児童の育成・指導
子育て家庭への相談 等

設備・職員の最低基準

児童福祉施設最低基準（厚生省令）第37条～第40条

- ・ 設 備 —— 集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- ・ 職 員 —— 児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の配置

公的助成

- ・ 施設設備の整備費を補助（国（特別会計）1/3 県1/3 設置者1/3）
- ・ 人件費は地方交付税措置（昭和61年度から）。
- ・ 民営児童館については、事業費を補助（国（特別会計）1/3 県1/3 設置者1/3）

児童館の種類

児童館は、その規模及び機能から、おおむね次のような型に分けることができる。

小型児童館

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。

児童センター

小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有するもの。

大型児童館

・ A型児童館

児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センターの指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するもの。

・ B型児童館

豊かな自然環境に恵まれた一定の地域内に設置し、児童が宿泊しながら、自然を活かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とし、小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもの。